

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営理念の実現に向け、「人を育て」「問題に向き合い」「付加価値生産性を高める」ことを基本方針に定め、なかでも、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築に取り組んでいます。コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の効率性・透明性を確保することが企業価値を高め、株主をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えています。

当社では「東洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、以下のURLに開示しています。
<https://www.toyo-const.co.jp/company/governance>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式については必要最低限の保有に努め、取引関係の強化、ひいては当事業の発展に資すると判断する限り保有しますが、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て売却します。保有株式に係る議決権の行使にあたっては取締役会付議事項とし、株主価値が大きく損なわれる事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、取引先との関係強化に活かす方向で行使することとしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引を行う場合や、主要株主との取引において損失が懸念される重要な事案については、当該取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会の承認を得ることとしています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の退職年金制度は、確定給付、確定拠出の併用としておりますが、確定拠出については、企業年金の積立金の運用はなく財政状態への影響はありません。確定給付については、積立金の運用を複数の運用機関へ委託し、資産構成は各資産に分散投資するなど、リスク分散を考慮しながら運用しています。運用状況は主管部署にて継続的な監督のもと、運用収益や資産構成割合などの情報を定期的に職員へ開示しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社は、「夢と若さをもって全員一致協力し、新しい豊かな技術で顧客と社会公共に奉仕することに努め、会社の安定成長と従業員の福祉向上を期する～人間尊重、創意革新、責任自覚～」を経営理念に定めています。

当社の経営理念・行動規範は以下のURLに開示しています。
<https://www.toyo-const.co.jp/company/philosophy>

当社の中期経営計画は以下のURLに開示しています。
https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/2020-2022_chukei.pdf

(2)取締役会において当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方である「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、これを当社ウェブサイトにおいて開示しています。

(3)取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、代表取締役と社外取締役から成る役員指名・報酬委員会にて協議します。
(4)取締役候補者の指名にあたっては、性別や国籍等の個人属性にとらわれることなく経営の意思決定に必要な広範な知見を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における多様な実績を有すること等に基づき、その選解任を社外取締役を含む役員指名・報酬委員会にて協議し、取締役会で決定します。

また、監査役候補者の指名にあたっては、財務、会計及び経営などに関する適切な知見を備え、経営の健全性確保に貢献できること等に基づき、役員指名・報酬委員会にて協議し、監査役会の同意を得たうえで取締役会で決定します。

(5)取締役、監査役各候補者の略歴、選解任理由を株主総会招集通知にて開示します。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

取締役と監査役で構成される取締役会は、当社の経営に係る重要事項について毎月1回開催する取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において審議、決定するほか各取締役による業務執行の監督を行っています。また、経営環境の変化に迅速に対応し、業務運営の効率化を図るため職務執行の方針を協議決定する経営方針会議を開催しています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、的確な助言をいただける体制を取っています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び金融商品取引所が定める基準に加え、当社独自の社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を定めており、この基準

を充たした者を一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有している独立社外取締役として選任しています。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

当社は、取締役は定款において15名以内と定めており、取締役は、各事業本部はじめ、知識・経験・能力の専門性を有した人材でバランスよく構成されています。

取締役会は、当社の経営に係る重要事項について毎月1回開催する取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、審議、決定するほか各取締役による業務執行の監督を行っています。この取締役会は、全取締役と全監査役によって構成されています。

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であり、当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役2名及び社外監査役2名は、数社において経営者としての実績を有しており、これらの経歴を背景として当社の経営に有益な助言を行うとともに、独立した立場での監督機能または監査機能を発揮し、それぞれの職務を適切に遂行できると判断しています。

補充原則4-11(2)

当社の社外取締役及び社外監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めており、毎年の事業報告、有価証券報告書等を通じて、重要な兼任状況について開示しています。

補足原則4-11(3)

定期的に各取締役、監査役の自己評価を踏まえた取締役会の実効性に関するアンケートを行い、その結果について、取締役会に報告しています。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

取締役・監査役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、必要に応じて外部研修機関も活用しています。社外取締役、社外監査役を招聘する際には、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について、担当役員から個別に説明の機会を設けるなどのオリエンテーションを行っています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は「行動規範」において、公正で信頼される事業活動のため「企業会計の信頼性の確保と情報の開示」を定めており、株主、投資家ほか全てのステークホルダーに対して積極的な情報開示に努めています。

対話を促進するための取組み方針は以下のとおりです。

- (1)株主との対話全般については、取締役経営管理本部長が統括しています。
- (2)投資家との対話は経営管理本部広報部が担当し、必要に応じて関係部と連携を図り対応しています。
- (3)当社は、経営の透明度を高めるために積極的なディスクロージャーを行うことが必要と考え、適宜プレス発表を実施するほか、当社ウェブサイトにてIR情報の開示やニュースリリースを行っています。また、アナリストやファンドマネージャー等を対象とした決算説明会を毎年2回開催しています。
- (4)対話において把握された意見や懸念は、取締役会において必要に応じて報告し、関係部門と連携を図り適切な対応をしています。
- (5)対話に際しては、株価に影響を与えるような未公表の重要事実の提供は行っていません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前田建設工業株式会社	19,047,610	20.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,999,300	5.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,281,000	4.53
東洋建設共栄会	2,731,140	2.89
株式会社レノ	2,401,700	2.54
MSIP CLIENT SECURITIES	2,138,860	2.26
NOMURA AYA	1,649,900	1.74
吉田 知広	1,377,800	1.46
株式会社三菱UFJ銀行	1,300,600	1.37
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,291,500	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

割合は、自己株式を控除して計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
福田 善夫	他の会社の出身者													
吉田 豊	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 善夫		当社が定めた「社外取締役の独立性判断基準」を充たしています。	帝人株式会社及び海外グループ会社の役員を歴任し、グローバル展開を図る同社グループにおける豊富な経験と幅広い知見をもとに、当社の経営への提言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、ガバナンス体制強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任しています。
吉田 豊		当社が定めた「社外取締役の独立性判断基準」を充たしています。	株式会社IH1における、ものづくり企業としての豊富な経験、実績に加え、同社子会社の取締役社長としての知見をもとに、当社の経営に対し適切に助言いただいております。ガバナンス体制の一層の充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員指名・報酬委員 会	3	0	2	1	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	役員指名・報酬委員 会	3	0	2	1	0	0	社内取 締役

補足説明

取締役・執行役員の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を含む委員会を設置し、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制としています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画、監査結果報告等の定期的な会合において情報交換を行い、また、会計監査人の支店等の往査・講評に随時立会う等により、相互の連携を図っています。また内部監査部門である総合監査部より監査計画、本社、支店、グループ会社の監査実施結果につき随時報告を受け、総合監査部監査の講評に立会う等により連携を密にしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福田 二郎	他の会社の出身者													
染河 清剛	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 二郎		当社が定めた「社外監査役の独立性判断基準」を充たしています。	株式会社三菱UFJ銀行の法人部門や総務部においてリスク管理に携わったほか、グループ会社等の役員を歴任するなど経営や監督に関する豊富な経験、実績及び知見を有しており、独立した立場から監査機能を十分に発揮していただけると期待できることから、社外監査役として選任しています。
染河 清剛		当社が定めた「社外監査役の独立性判断基準」を充たしています。	株式会社みずほ銀行においてコンプライアンス推進に携わったほか、グループ会社等の役員を歴任するなど豊富な経験、実績及び知見を有しており、独立した立場から監査機能を十分に発揮していただけると期待できることから、引き続き社外監査役として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員全員が当社の定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として、取引所に届け出ています。

【社外役員独立性基準】

社外取締役及び社外監査役候補者を対象とし、次の1から10のいずれにも該当しない者をもって「独立社外役員」と判断する。

1. 現在または過去において、当社及びグループ各社の業務執行者であった者
2. 当社株式の総議決権数の10%以上の議決権を保有する株主及びその業務執行者
3. 当社及びグループ各社が総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する会社の業務執行者
4. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループ及び候補者の所属する会社双方いずれかの連結売上高2%以上を占める取引先の業務執行者
5. 直近の事業報告において、主要な借入先である金融機関の業務執行者
6. 上記2から5について、過去3年間において該当していた者
7. 当社の会計監査人である監査法人に属する者
8. 当社及びグループ各社から、過去3年間の平均において500万円以上の報酬を受領している弁護士、会計士、コンサルタント等の専門家(報酬を得ている者が法人等である場合には、これに属する者)
9. 当社及びグループ各社から、過去3年間の平均において1,000万円以上の寄付を受けた大学や団体等に所属する者
10. 上記1から9に該当する者の配偶者または二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬とそれ以外の報酬の支給割合の決定に関する方針は、取締役に対する持続的な企業価値向上への適切な動機付け、株主との価値共有並びに優秀な経営人材の獲得及び確保に資することを目的とし、会社業績向上のためのインセンティブ付与、短期的な業績向上のみに偏重した不適切なリスクテイクの防止、中長期的視点での経営実現の各要素のバランスを確保することにあります。その観点を踏まえ基本報酬、業績報酬、業績連動型株式報酬の3つから構成されており、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとしております。

業績連動報酬の指標は、業績報酬は企業業績のほか、当該取締役に係る部門業績及び個人業績を指標としており、それぞれ年度計画に定める目標の達成度及び寄与度としております。

業績連動型株式報酬は、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的に、連続する4事業年度からなる評価対象期間の毎年の連結営業利益、工事安全成績等を指標とし、評価対象期間終了後に交付するものとしております。なお、法令または当社規定の違反があった場合、任務懈怠、当会社の品位を害する不適切な言動その他の事由を理由として、制度対象者としての適切さを欠くと判断された場合は業績連動型株式報酬を中止します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

前事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)に係る当社取締役及び監査役に対する報酬等の額は以下のとおりです。

- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額 208百万円(基本報酬165百万円、業績連動報酬28百万円、非金銭報酬等15百万円)、員数9名
- ・監査役(社外監査役を除く)の報酬等の総額 15百万円(基本報酬15百万円)、員数1名
- ・社外取締役の報酬等の総額21百万円(基本報酬21百万円)、員数2名
- ・社外監査役の報酬等の総額28百万円(基本報酬28百万円)、員数3名

人数及び金額には、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当該決議に際してはあらかじめ決議する内容について代表取締役2名および社外取締役1名から構成される役員指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、役員指名・報酬委員会が当該決定方針に沿うものであるか否かも含めて審議しており、取締役会は役員指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 取締役の報酬の構成及び割合に関する方針

取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等の3つから構成されており、報酬等の支給割合の決定に当たっては、取締役に対する持続的な企業価値向上への適切な動機付け、株主との価値共有並びに優秀な経営人材の獲得及び確保に資することを目的とし、会社業績向上のためのインセンティブ付与、短期的な業績向上のみに偏重した不適切なリスクテイクの防止、中長期的視点での経営実現の各要素のバランスを確保しています。

b. 基本報酬に関する方針

基本報酬は固定報酬であり、その水準は社長を100とし、役位(執行役員兼務者はその役位)に応じて定められる役位別指数に基づき決定しています。

c. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、すべての役員及び社員の事業活動の成果が反映される連結営業利益などの企業業績のほか、当該取締役の業務における責任と成果が反映される部門業績及び個人業績を指標としており、それぞれ年度計画に定める目標の達成度及び寄与度により決定しています。

d. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬であり、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的に、評価対象期間の毎年の連結営業利益、工事安全成績等を指標とした業績評価ポイントにより決定しています。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の基本報酬及び業績連動報酬は月額で付与し、報酬限度額は月額33百万円以内(うち社外取締役分月額3百万円以内)としています。また、非金銭報酬等は拠出金上限を最大4事業年度454百万円として信託を設定し、本信託により最大960千株を取得のうえ業績評価ポイントに応じて、評価対象期間終了後に普通株式を交付します。

f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

非金銭報酬等は、法令または当社規程の違反があった場合、若しくは任務懈怠、当社の品位を害する不適切な言動その他の事由を理由とし、制度対象者としての適切さを欠くと判断された場合は交付を中止します。

また、監査役の報酬等の内容の決定に当たっては、監査役の協議結果により決定しており、その報酬は基本報酬のみとし、報酬限度額は月額6百万円以内としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役または監査役会から職務補助者設置の要望があった場合は、その選任を行うなど適切に対応することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役会は、当社の経営に係る重要事項について毎月1回開催する「取締役会」並びに必要なに応じて開催される「臨時取締役会」において、審議、決定するほか各取締役による業務執行の監督を行っています。この「取締役会」は、全取締役と全監査役によって構成されています。2020年度における取締役会の開催状況は、開催回数23回、取締役出席率100%でした。

また、経営環境の変化に迅速に対応し、業務運営の効率化を図るため「取締役会」の他に職務執行の方針を協議決定する「経営方針会議」を毎月2回開催しています。この「経営方針会議」は、全取締役、本部長、監査役1名及び経営企画部長によって構成されています。

2. 取締役候補者の指名は、経営の意思決定に必要な広範な知見を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績を有すること等に基づき指名することとしています。また、取締役のうち2名以上を独立社外取締役とすることを基本方針としています。

候補者は社外取締役を含む「役員指名・報酬委員会」において、上記方針に基づき協議を行ったうえで取締役会において決定します。

3. 内部監査を行う総合監査部は、7名の人員となっており、当社及びグループ各社に対し、随時必要な業務監査と内部統制監査を実施し、取締役会並びに監査役会へ報告しています。

4. 監査役は、取締役会他の重要な会議への出席、当社及び当社グループ各社への往査等を通じて取締役の職務執行を監査しています。また、監査役のうち1名は長年における当社経理部門の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

5. 監査役は、会計監査人、総合監査部及び当社グループ各社の監査役との連携を保ち、監査の実効性を高める体制をとっています。

6. これらの監査結果につきましては、取締役会または経営方針会議で報告されているほか、内部統制部門の責任者に対しても適宜報告されています。

7. 当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しています。会計監査業務を執行しています公認会計士は、齋藤祐暢会計士(当社監査継続年数3年)及び長崎将彦会計士(当社監査継続年数2年)であり、当社は法定の会計監査のほか、適宜アドバイスを受けています。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他13名です。

8. 当社と社外取締役及び社外監査役各氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各々締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

9. 当社は、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員等の業務執行責任者です。ただし、被保険者が私的な利益または便宜供与を違法に受けたことに起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会は適正かつ迅速な意思決定を行うため、毎月1回開催する取締役会はもとより、必要に応じ臨時取締役会を招集するなど、機動的な運営を行える体制をとっています。社外監査役2名は数社において経営者としての実績を有しており、これらの経歴を背景として当社の経営に有益な助言を行うとともに、独立した立場での監査を実施しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の法定発送期限前の早期(毎年6月初旬)に、株主総会招集通知を東京証券取引所及び当社ホームページにて公開しています。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知英訳版(要約)を公開しています。
その他	株主総会における事業報告や計算書類等の説明に際し、資料をビジュアル化し、株主様により判り易くお伝えするよう努めています。 招集通知は大判化及び一部カラー化し、視認性を高め、議案に係る参考書類を冒頭に掲載し、役員選任議案に係る候補者一覧表を設けるなど、誌面構成においても、より分かりやすく議決権行使をしていただけるよう努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリスト及び機関投資家を対象にした決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載内容は、適時開示資料、財務資料(有価証券報告書、決算短信)、内部統制報告書、財務概要、業績推移と事業戦略、報告書(株主通信)、中期経営計画、FACT BOOK等です。 また、アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会の場で提供する資料についてもホームページで公開しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部広報部がIRに関する業務を担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「CORPORATE REPORT」を毎年作成しており、ホームページに掲載するとともに資料請求も随時受け付けています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家に対し財務内容や事業活動状況等の会社情報を適時・適切に開示し、正確な理解が得られるよう努めています。また、開示内容については当社ホームページにも掲載しています。 アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会の場で提供する資料についても当社ホームページで公開しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、執行役員及び使用人は、「経営理念」、「行動規範」、「行動指針」を最優先すべき基本的判断基準として職務の執行にあっています。
- (2) 社長の直轄機関であるリスクマネジメント委員会は、コンプライアンス方針の策定、リスクマネジメントの普及方針の決定、グループ全体の重要リスクの選定等を行い、関係部門へ指示を行うとともに、取締役会へその活動を報告しています。
- (3) 法務部は、各部門のコンプライアンスに関する必要な教育、指導等を行っています。
- (4) 法務部長は、法令遵守上疑義のある行為等を把握した場合は、調査の上適時適切にリスクマネジメント委員会へ報告を行い、必要な指導を行うこととしています。
- (5) 総合監査部は、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性及と妥当性の確認を行うことにより、職務の執行の適正性を確保しています。
- (6) 社内通報体制として社内・社外の双方に通報窓口を持つ内部通報制度を構築しています。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営基本規程、組織関係規程等に基づき、取締役の職務の執行が適正に行える体制を整備しています。
- (2) 執行役員制度を採用することにより取締役の員数を少なくし、経営の意思決定の迅速化を図っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程及び防災規程に基づき、各担当部門は定められた日常リスクの管理を行っています。
- (2) 大規模災害等の非常時対応を要する事態の発生時においては、被害・損失を最小限とするため、社長を本部長とする非常時対策本部を設置することとしています。
- (3) 首都圏直下型地震の発生を想定したBCP(事業継続計画)を策定しています。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 重要な会議の議事録、重要な事項に関する稟議書、契約書及びそれらの関連資料を法令、文書管理及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき、適切に保管しています。
- (2) 文書規程に基づく文書管理責任者は、文書の管理を適切に行っています。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関連事業戦略部、土木企画部及び建築企画部は、関係会社管理規程に基づき、当社及び子会社から成る企業集団の経営計画の策定や、重要な意思決定に際し事前協議や指導を行うとともに、定期的子会社社長を招集し、当社が関与して策定した経営計画の進捗等、経営状況のヒアリングを行っています。
- (2) 総合監査部は、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性及と妥当性の確認を行い、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保しています。
- (3) 法務部は、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンスに関する必要な教育、指導、支援等を行っています。
- (4) 内部通報制度の通報窓口を当社及び子会社から成る企業集団にも構築し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を高めています。

6. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、当社取締役会他の重要な会議に出席することのほか、必要に応じて業務執行に関する関係資料の閲覧、提出を当社及び子会社の取締役、使用人にいつでも求めることができるとしています。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれがあるとき及び会社に著しい信用失墜や損害を及ぼすおそれがあるときは、監査役に遅滞なく報告することとしています。
- (3) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役が事業及び業務の報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応することとしています。

7. 上記6の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への情報提供を理由とした当該報告者に対する不利益な処遇は一切行わないとしています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役、執行役員及び使用人は、監査役会規程及び監査役会規程細則に基づく監査役の監査が、実効的に行われるよう協力しています。

(2)監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保ち、監査の有効性を高めています。

(3)監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等を請求した場合は速やかに当該費用または債務を精算することとしています。

9. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役または監査役会より職務補助者設置の要望があった場合は、職務補助者の選任を行うなど適切に対応することとしています。また当該補助者は監査役の指揮命令下に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとしています。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)財務報告に係る内部統制として、関連する規程類の整備及び適正な運用を徹底し、信頼性のある財務報告を作成しています。

(2)総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高めています。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1)取締役会で決議された「内部統制システムの基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針と捉え、適宜内容の見直しを図るとともに、当社及び子会社へ周知徹底しています。

(2)リスクマネジメント委員会を年2回開催し、その内容は取締役会へ定期的な報告を行っています。

(3)総合監査部は監査計画に基づき本社のほか、当社支店・営業所14箇所及び子会社4社への業務監査を行い、監査結果は取締役会へ定期的な報告を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することに全社を挙げて取り組んでいます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)総括部署を経営管理本部総務部としています。

(2)本社では全国暴力追放運動推進センター、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や神田地区特殊暴力防止対策協議会、各支店においても地区の協議会などの外部団体と連携し、相談や情報収集を行い、反社会的勢力排除に取り組んでいます。

(3)コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する具体的な行動指針を定めており、定期的に研修を実施することにより周知徹底を図っています。

(4)反社会的勢力との取引を根絶するため、当社が取引業者との契約に使用する契約約款に、暴力団排除条項を明記しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛策の導入予定はありません。

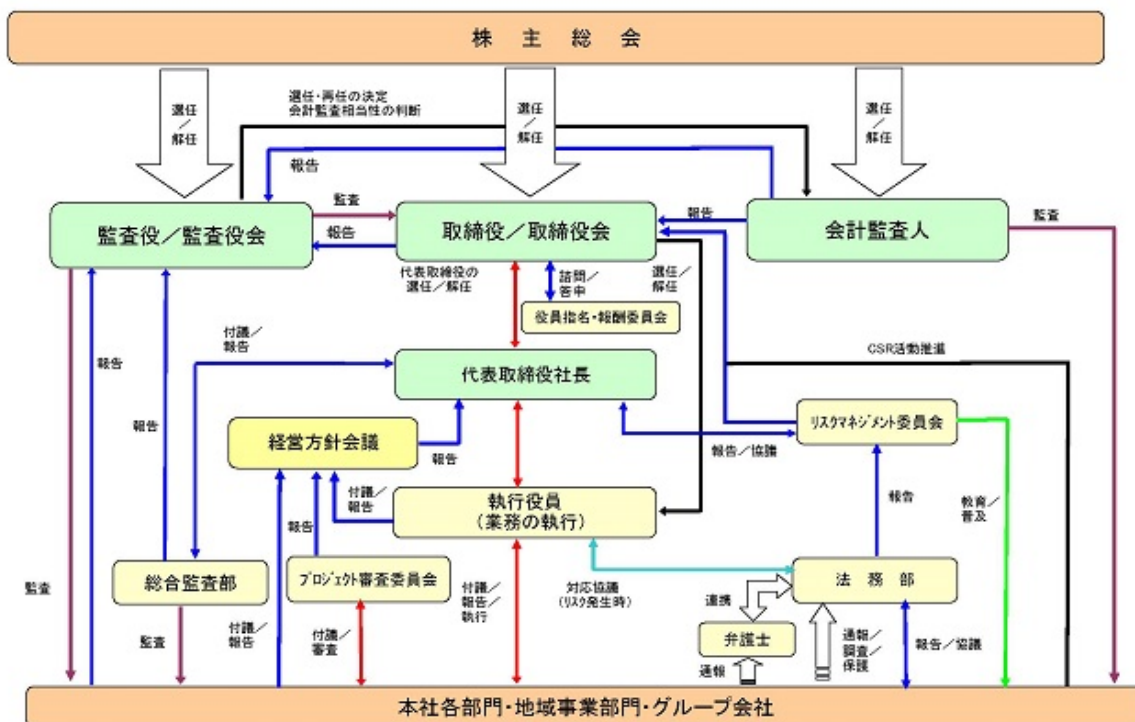
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【会社情報の適時開示に係る体制】

当社は、別図に示した「適時開示体制図」により、投資家に対する適切な会社情報の開示に努めてまいります。主管部署より情報管理責任者（経営管理本部長）に対して報告のあった会社情報は、代表取締役社長の承認を得たうえで取締役会決議後遅滞なく情報開示を行っています。

なお、金融商品取引法他、関係法令及び金融商品取引所の定める諸規則により開示が必要とされる会社情報のみならず、ステークホルダーをはじめ広く社会に対し、企業情報を積極的に開示し、事業活動についてより正確な理解を得られるよう努めてまいります。

東洋建設株式会社 コーポレート・ガバナンス体制図



東洋建設株式会社 適時開示体制図

